

ネットでの決済(支払い方法)について ネットを楽しく安全に 利用するために

決済2



決済3



- 1. ネット取引の支払方法
- 2. チェックポイント
- 3. トラブル事例紹介

決済4



決済5



夏久すみれさんは、ネットで商品を買って支払い方法 を決めようと思いました。

振込、代引き、クレジットカード、コンビニ払い、電子マネー、(携帯電話の収納代行である)キャリア決済、仮想通貨などいろいろな支払方法があります。

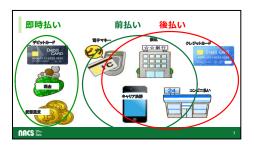
<参考>キャリア決済 商品代金などを携帯電話の 通信通話料金と共に請求すること。

ネット取引での支払方法はさまざまですが、ここでは、 商品と同時に支払う即時払い、商品を受け取る前に 支払う前払い、後で支払う場後払いに分けて説明しま す。



色々な支払方法がありますが、この中で、即時払い、前払い、後払いはどれでしょう?

決済7



即時払いは、現金やデビットカード、仮想通貨、前払いは、プリペイドカードなどです。後払いはクレジットカード、コンビニ払いや、電子マネー、キャリア決済、銀行振り込みは前払いの時も、後払いの時もあります。

<参考>デビットカードとは デビットカードとは、金融機関の口座から即時引き落としされるカードです。 デビットカードには、VISAやマスターなどの「国際ブランドと提携したデビットカード」と、キャッシュカードを提示する「ジェイデビットカード」があります。

決済8



1. 即時払い

商品やサービスの受け取りと同時に代金を支払うこと。 代引きや、デビットカードで即支払う。

決済9



2. 前払い

商品やサービスを受け取る前に、代金を支払うこと。 プリペイドカードや電子マネーをチャージするのも前 払いです。



3. 後払い

商品やサービスを受け取った後で代金を支払うこと。 クレジットカードは1~2か月後の支払いになります。

決済11



ネットで決済する方法はさまざまです。 代金の支払い方は以下の通りです。

- ①振込
- ②コンビニ払い
- ③代引き(代金引換サービス)
- 4)クレジットカード
- ⑤電子マネー
- ⑥キャリア決済(携帯電話会社の収納代行)
- ⑦仮想通貨

決済12



振込みは金融機関(銀行や信用金庫など)のAさんの 口座にBさんがお金を送ることです。

一般的には振込手数料がかかりますが、インターネットバンキングなど手数料がかからない場合もあります。

決済13



すみれさんが、「公式サイトで在庫切れの人気商品が、このサイトで購入できるわ。買いたいので早速振りこもうかしら。」というと、ちょっと待ってくんが登場します。



サイト運営業者の名前と支払い口座の名義が同じか確認が必要です。

個人口座への振り込みで詐欺にあう人が多いので気を付けましょう。すみれさんが確認したところ、会社名は「サギカンパニー」で、振込口座名は「モチニゲコ」という個人でした。

会社名と振込口座名義が異なる場合は要注意です。

決済15



コンビニの代金収納サービスを利用した決済方法。 ネットで商品を購入したとき、ネットの画面上に表示される払込票を印刷してコンビニのレジで代金を支払う 方法と、「払込票」の番号をメモして、コンビニ店内の 機器で代金を支払う方法があります。

決済16



代金引換サービス(代引き)とは、宅配事業者が商品等と引き換えに、受取人から代金を預かり、 事業者に送金するサービスです。

詐欺的事業者から、覚えのない商品を送り付けられた場合、商品を受け取って、

宅配事業者に代金を支払ってしまうと、取り戻すのは 難しいです。

決済17



クレジットカードの裏表にはいろいろ重要なことが書い てあります。

- ①カード番号②有効期限③会員名④国際ブランド
- ⑤署名欄⑥セキュリティコード⑦クレジット会社の連絡 先、などです。



クレジットカードは後払いです。

すみれさんがリュックを買ってクレジットカードで支払うと、クレジット会社が商品代金を立て替えて、後日す みれさんのクレジットカードで契約している引き落とし 口座から引き落とされます。

決済19



「カード番号」「有効期限」に加えて、「生年月日」や「セキュリティコード」を入力します。

カード会社によっては、事前にクレジット会社に登録した「ID」や「パスワード」を入力します。

決済20



フィッシングと言って、本物そっくりな偽サイトから「パスワードを入力して下さい」とメールがくることもあります。IDやパスワードを入れてしまうと、それらを盗まれて本物のサイトに入られてお金を盗られたりするので、注意しましょう。

決済21



翌月一括(1回)払い(マンスリークリア)は、商品等を 購入した翌月に一括して支払う方式です。

ボーナスー括(1回)払いは、商品等を購入した翌ボーナス時期に一括して支払う方式です。

分割払いは、利用の際、商品等の金額等を考慮して、 支払回数、月々の支払額を決めて支払っていく方式 です。

リボルビング払いは、月々の支払金額を一定額または「(支払)残高」に対する一定率に決めておき、その額を支払っていく方式です。



決済23



決済24



決済25



購入画面は印刷しておきましょう。

- 支払いが終わるまで、支払額などが分かるよう保管 しましょう。
- ・もし、商品が届かなかった場合は、すぐカード会社に 連絡しましょう。
- 場合によっては、カードの支払いを一時的に止めて もらえます。
- ー度引き落とされてしまっても、VISAやマスターなどの 国際ブランドカードでは、商品が届かず事業者が行方 不明などの場合、「チャージバック」の申請をすると、 国際ブランドの判断により、支払われた代金がカード 会社を通して返金されることもあります。

電子マネーとは、電子的なデータのやりとりによって決済を行う決済サービスの一種です。

電子マネーを、ネットやコンビニで買うこともできます。 電子マネーに書いてある番号をネット上で打ち込むと、 代金を支払ったことになります。

電子マネーには前払い、後払いがあります。 **前払い**(プリベイド式)

前もって料金をチャージ(入金)しておき、買い物をするとチャージした金額の中から使った分だけが引かれます。残高が少なくなったらその都度、専用の端末を利用してチャージを行う必要があります。

後払い(ポストペイ式)

利用料金を後払いするタイプの電子マネーで、利用 代金が後で(振込、クレジットカード、コンビニ払いなど で)支払います。

チャージの手間はありませんが、使いすぎてしまうことがあります。

たとえば、スマホで商品やゲームのアイテムなどを購入した場合、スマホの通信通話料と一緒に請求される支払い方法です。

ドコモケータイ払い、auかんたん決済、ソフトバンクま とめて支払い・ワイモバイルまとめて支払いなどがあ ります。

スマホの暗証番号を入れて、決済が完了します。



決済27



決済28



決済29



決済30

チェックポイント

支払い方法には、即時払い、前払い、後払いがあります。 入力画面、確認メール、支払明細書や振込票、レシートなどは保存しましょう。 支払金額や明細は必ず確認しましょう。

遊びに来た孫に軽い気持ちでスマホを貸したら、スマホでゲームをして高額なアイテムをたくさん買ってしまい、翌月高額な請求にびっくりすることがあります。パスワードは他人に教えてはいけません。

初回は「ID」と「パスワード」によるログイン認証がありますが、2回目以降はパスワードの入力不要の場合もあるので、注意が必要です。

紙幣や硬貨のような現物を持たず、電子データのみでやりとりされる通貨のことです。

円やドルなどの法定通貨ではなく、主にインターネット 取引に用いられます。

日銀のような中央で管理する管理者はおらず、 複数のコンピューターでデータを皆で監視しあう「ブロックチェーン」という仕組みで偽造を防いでいます。 不正防止のために高度な暗号化技術を用いています。 「取引所」という会社に口座を開設することが多く、仮想通貨を法定通貨と交換できます。

仮想通貨は円やドルなどの法定通貨ではありません。 銀行などを経由せずにやりとりするので、海外などへ の送金手数料が安く、送金もすぐできます。 しかし、「仮想通貨でもうかる」などと誘う詐欺もあるの

2. チェックポイント です。

で、もうけ話には気をつけましょう。

チェックポイントは3点です。

- 1. 支払い方法には、即時払い、前払い、後払いが あります。
- 2. 入力画面、確認メール、支払明細書や振込票、 レシートなどは保存しましょう。
- 3. 支払金額や明細は必ず確認しましょう。



3. トラブル事例 支払方法についての事例を2つご紹介します。

事例1. インターネットショッピング詐欺です。

ていませんでした。これは詐欺サイトです。

るかを確認しましょう。

インターネットで財布を購入した。代金を個人口座へ振り込み、「入金が確認できたので商品を発送します」 というメールがありましたが、商品は届きません。メー

ルをしても返事はなく、サイトに住所も電話番号も載っ

かならず通信販売業者の住所や電話番号が載ってい

実在しない住所や電話番号が載っていることもあるので、事前に地図アプリで確認するとよいでしょう。

決済32



決済33



残念ながら、現金で支払ってしまうと、お金を取り 戻すことはまずできません。事前のチェックが大切 です。

決済34



決済35



事例2 架空請求の事例です。

スマホに、「有料動画サイトにアクセスして、未払いである。放置すると法的措置に入る。至急連絡せよ」とS MS(=電話番号のメール)が届いた。電話をしたところ、住所氏名と生年月日を聞かれ、昨年登録したアプリ代金が未納である、電子マネーで30万円支払えといわれた、という内容です。

振り込め詐欺の一種なので、絶対に払ってはいけま せん。